

●入院基本料に関する事項

～当院は、厚生労働大臣が定める基準により以下の入院料を選定しております。～

入院基本料

①急性期一般入院料1(1病棟4階、1病棟5階、2病棟2階、2病棟5階、2病棟6階、新生児センター)

当該入院料を算定している病棟では、入院患者7人に対して、1人以上の看護職員を配置しています。

また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

なお、時間帯、休日などで看護職員・看護補助者の配置が異なります。

特定入院料

①ハイケアユニット入院医療管理料2(救命救急センター)

当該入院料を算定している病棟では、常時、入院患者5人に対して、1人以上の看護職員を配置しています。

②回復期リハビリテーション病棟入院料3(2病棟3階)

当該入院料を算定している病棟では、入院患者15人に対して、1人以上の看護職員を配置しています。

また、入院患者30人以上に対して、1人以上の介護職員を配置しています。

なお、時間帯、休日などで看護・介護職員の配置が異なります。

③地域包括ケア病棟入院料2(2病棟4階)

当該入院料を算定している病棟では、入院患者13人に対して、1人以上の看護職員を配置しています。

なお、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。

④小児入院医療管理料4(1病棟4階、新生児センター)

当該入院料を算定している病棟では、入院患者7人に対して、1人以上の看護職員を配置しています。

なお、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。

●入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に関係職員が共同して診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。
また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。